

○財務省告示第七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十一年四月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百五

十三回、第百五十五回、第百五
十六回、第百五十七回、第百五
十八回及び第百五十九回）、利付
国庫債券（三十年）（第十七回、
第十八回、第十九回、第二十
回、第二十二回、第二十三回、
第二十四回、第二十九回、第三
十八回、第三十九回、第四十回、
第四十二回、第四十四回、第四
十五回、第四十八回、第五十一
回、第五十三回、第五十六回、
第五十七回、第五十八回、第五
十九回及び第六十回）及び利付
国庫債券（四十年）（第一回、第
二回、第四回、第五回及び第十
一回）
二 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
三 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四	発行方法
五	募入決定の方法
六	発行額
七	払込金額
八	最低額面金額
九	振替単位の振替額
十	発行行
十一	発行行の発行価格
十二	利率
十三	経過利率の払込み

利回り格差（第十七号に規定する利回り格差に応じた者が加算する回数値をいう。次に掲げる同一の回数値を競争に付して行われる入札に よる発行利率の差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次に面金額で四千八百六億円、六千五百億、七千円、五万円）

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十一年四月十二日平成三十一年度の四月十二日発行対象国債ごと、面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）
 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を払込日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面利率の／子に
 総額×各発行対象国債の前利率に
 100×各発行対象国債の第十号支規
 支払期日の発行日か、日／日同
 規定利率の支払期日は、／365
 日

（（利 回）第百 二十 五年） 十五 ）庫 債 券	（（利 回）第百 五十 三年） 三 ）庫 債 券	名 称 及 び 記 号
一 ・ 〇 %	一 ・ 三 %	利 率 （ 年 ）
日 十 二 月 二 十 七 年	六 月 二 十 七 年	償 還 期 限
三 億 円	二 十 四 億 二 百 三 十 億 円	（ 發 行 額 ） （ 額 面 金 額 ）

（別表）

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四					
払 込 期 日	者 入 札 参 加	払 場 所	元 利 金 支	利 回 り の	象 国 債 の	各 發 行 対 する	準 と す る	入 札 の 基 額	償 還 金 額	償 還 期 限	子
平 成 三 十 一 年 四 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	日 本 銀 行	値 の 単 利 回 り と す る。	参 考 統 計 値 表 に 掲 載 さ れ た 平 均	協 会 が 發 表 し た 公 社 債 店 頭 売 買	一 年 四 月 十 一 日 付 で 日 本 証 券 業	銘 柄 毎 の 基 準 利 回 は 、 平 成 三 十	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	（ 別 表 の と お り ）	第十号に規定する発行日後の各

$$\frac{\text{償還金額}}{\text{額面金額}} \times 100 \times \frac{\text{利率}}{2}$$

第十号に規定する発行日後の各
 発行対象国債の支払期を、支
 付し、各支払期において、次
 の式により算出した金額を支
 払う。ただし、支払期が銀行
 休業日に当たるときは、その
 翌営業日に支払う。

（（利 第三付 二十年国 四）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年国 三）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年国 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十年国 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 十九年国 回）債 ）	（（利 第三付 十八年国 回）債 ）	（（利 第三付 十七年国 回）債 ）	（（利 回第二付 ）百十年国 五）庫 十）債 九 券	（（利 回第二付 ）百十年国 五）庫 十）債 八 券	（（利 回第二付 ）百十年国 五）庫 十）債 七 券	（（利 回第二付 ）百十年国 五）庫 十）債 六 券
二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	○ ・ 六 %	○ ・ 五 %	○ ・ 二 %	○ ・ 四 %
九 令 月 和 二十 八 日 年	六 令 月 和 二十 八 日 年	三 令 月 和 二十 八 日 年	日 十 令 二 和 月 十 七 年	六 令 月 和 二十 七 日 年	三 令 月 和 二十 七 日 年	日 十 令 二 和 月 十 六 年	日 十 令 二 和 月 十 八 年	九 令 月 和 二十 八 日 年	六 令 月 和 二十 八 日 年	三 令 月 和 二十 八 日 年
三 億 円	百 十 四 億 円	十 七 億 円	円 百 四 十 五 億	二 百 億 円	八 億 円	三 億 円	二 億 円	百 十 億 円	十 億 円	十 四 億 円

（（利 第三付 五十年 七）債 回券）	（（利 第三付 五十年 六）債 回券）	（（利 第三付 五十年 三）債 回券）	（（利 第三付 五十年 一）債 回券）	（（利 第三付 四十年 八）債 回券）	（（利 第三付 四十年 五）債 回券）	（（利 第三付 四十年 四）債 回券）	（（利 第三付 四十年 二）債 回券）	（（利 第三付 四十年 回）債 回券）	（（利 第三付 三十年 九）債 回券）	（（利 第三付 三十年 八）債 回券）	（（利 第三付 二十年 九）債 回券）
○ ・ 八 %	○ ・ 八 %	○ ・ 六 %	○ ・ 三 %	一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	二 ・ 四 %
十年令 日十和 二月十 二十九	日年令 日九和 二月十 二十九	十年令 日十和 二月十 二十八	日年令 日六和 二月十 二十八	日年令 日九和 二月十 二十七	十年令 日十和 二月十 二十六	日年令 日九和 二月十 二十六	日年令 日三和 二月十 二十六	日年令 日九和 二月十 二十五	日年令 日六和 二月十 二十五	日年令 日三和 二月十 二十五	九令 月二 二十 日年
十四 億 円	一 億 円	五 億 円	三 十 二 億 円	一 億 円	十 億 円	四 十 億 円	七 百 三 十 五 億 円	百 億 円	七 億 円	五 十 九 億 円	二 億 円

（（利 第四付 十年国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第四付 五年国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第四付 四年国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第四付 二年国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第四付 一年国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 六年国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 五年国 十年庫 九）債 回）券	（（利 第三付 五年国 十年庫 八）債 回）券
○ ・ 八 %	二 ・ ○ %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	○ ・ 九 %	○ ・ 七 %	○ ・ 八 %
三令 月 和 二四 十日 年	日 年 令 三 和 月 三 二十 四	日 年 令 三 和 月 三 二十 三	日 年 令 三 和 月 三 二十 一	三令 月 和 二三 十日 年	九令 月 和 二三 十日 年	六令 月 和 二三 十日 年	三令 月 和 二三 十日 年
五 十 三 億 円	億 二 円 百 六 十 九	三 十 七 億 円	二 十 五 億 円	円 百 六 十 一 億	億 二 円 百 六 十 一	三 十 五 億 円	億 二 円 百 七 十 六